

繁華街における収集モデル事業の  
検証について

答 申

平成16年3月

豊島区リサイクル・清掃審議会

# 目 次

1、はじめに	1
2、本事業の効果についての検証	1
(1) 区民の視点について	1
(2) 参加事業者の視点について	2
(3) 収集・運搬業者の視点について	2
3、本事業の本格実施の取り組みについて	2
4、まとめ	3

## 資料

- 1 諮問文
- 2 豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿
- 3 豊島区リサイクル・清掃審議会審議経過
- 4 繁華街収集地区（地図）

## 1、はじめに

第2期豊島区リサイクル・清掃審議会は、平成15年9月11日付清環諮第1号により区長より「繁華街における収集モデル事業の検証」について諮問を受けた。

当審議会は、諮問を受けた後、前期審議会の諮問から答申に至るまでの審議経過を含め、本事業の趣旨・目的等を、本年度実施された収集モデル事業の実施報告と照らしながら、次の視点から検証した。

- (1) 区民の視点 …カラス被害や街の美観対策への効果
- (2) 参加事業者の視点 …利便性や経済性への効果
- (3) 収集・運搬業者の視点 …導入方法や収集作業の円滑な切り替え

また、検証にあたっては、区からの報告のみならず、実際に本事業へ参加した事業者や収集・運搬業者から忌憚のない意見をいただく等、多方面から審議を行った。

## 2、本事業の効果についての検証

### (1) 区民の視点について

モデル事業を実施した地域については、従前より区へ集積所やカラスについての苦情が窓口や広聴はがき等で寄せられていたが、本事業実施後苦情がないことから、本事業が目的とする「カラス対策」や「街の美観の確保」について、実施の上で確実な効果があることが検証された。

さらに、当初、「夜間あるいは早朝」を想定していたモデル事業の収集時間帯については、「早朝収集」において十分な効果・実効性が検証された。

## (2) 参加事業者の視点について

収集・運搬業者への切り替えはスムーズに移行している。区収集での有料シールの購入・貼付等の煩雑さと比較して、一度収集・運搬業者と契約すれば、あとは指定袋を購入し排出すればよい利便性や、収集・運搬業者個別の迅速な対応等を利点として挙げていることから、参加事業者にとって効果があったことが検証された。

また今後、収集・運搬業者間で競争原理が働くことによりサービスアップへと繋がることを期待する声も多い。

## (3) 収集・運搬業者の視点について

収集・運搬業者にとって、行政と連携した形で業務拡大を図ることのできる本事業は、その業務が街の美観の確保等の一助となることが目に見えて評価されるものでもあることから、大きな励みとなるものである。事業者への個別訪問では理解が得られるまでの時間を要する等の課題もあったが、移行したものについては問題なく実施されていることが検証された。

## 3、本事業の本格実施の取り組みについて

本事業は、街の美観の確保等、区民のより良い生活環境の確保のために、区、事業者、収集・運搬業者が連携し実施していくものであるが、中心となってコーディネートとしての中心的な役割を担う区には、特に次の5点到留意し、さらに実効性ある取り組みを進められたい。

- (1) 排出時における、事業系ごみと家庭ごみの混入防止対策
- (2) 排出量に合わない等、区有料ごみ処理券の不適正貼付等の防止対策
- (3) 指定袋の多様化等、参加事業者のニーズを反映した事業展開のあり方
- (4) 商店会等への本事業の趣旨の周知・啓発、参加促進のための方策
- (5) 事業者・収集運搬業者等関係者との理解と協力

#### 4、まとめ

全国的な動向として、事業者が排出するごみについては事業者責任のもと、収集・運搬業者による収集・運搬作業が行われてきているところである。

政令指定都市12市においても、本区と同様の有料の行政収集はわずか3市であり、8市がすでに行政収集を廃止している状況である。

本区においても、「豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例」において、事業者へはごみ減量とともに処理についてもその責任を明記しているところである。現在区が行っている事業系ごみの収集は、行政が事業者責任のあくまでも補完的作用を果たしているとなるものであることから、本条例の趣旨にたち、事業系ごみの収集・運搬業者による体制の整備にいっそう努めることが、区に求められるところである。

本事業は参加事業者の拡大により、効果・実効性等がさらに高められるものである。またさらにこれにより、現在、該当地域において、事業系ごみを収集・運搬している区の人員・車両にかかる経費等は、縮減されることになる。その経費を他の例えばリサイクル事業等、ごみ減量施策へ充当することにより、区のリサイクル・清掃事業は、大きく変わっていくことになるものと考えている。

今後は、モデル事業の実施地域となった池袋駅周辺繁華街地域のみならず、巣鴨、大塚といった区内の繁華街、商店会等に広がっていけば、街の美観の確保はもとより、街の活性化や個々の集客力も高まることも大きく期待される場所である。

なお、実施拡大する中で、その成果によっては、条例等による区収集から民間収集への対応等の方策も検討すべきと考える。

区においては、本審議会が指摘した課題を解決し、さらに事業者、収集・運搬業者との連携等の強化に努められたい。

資

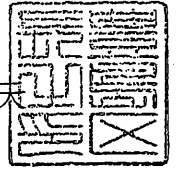
料



15 豊清計発第 51 号  
清環諮第 1 号  
平成 15 年 9 月 11 日

豊島区リサイクル・清掃審議会

豊島区長 高野 之夫



## 繁華街における収集モデル事業の検証とごみ処理手数料について (諮問)

豊島区廃棄物の発生抑制・再利用による減量及び適正処理に関する条例に基づき、下記事項について、諮問する。

### 1、 諮問事項

- ① 繁華街における収集モデル事業の検証について
- ② ごみ処理手数料について

### 2、 諮問理由

本区は第一期リサイクル・清掃審議会において、現在の繁華街収集のあり方についての見直し等の検討を重ね、その解決手法の一つとして「繁華街における収集モデル事業」の答申をいただきました。

これを受け、本事業を速やかに実施したところであり、今後はその検証について、さらに検討を重ねる必要があります。

一方、平成 14 年 1 月に環境省が公表した日本の環境政策に関する OECD 環境保全成果報告によりますと、我が国は、ごみ処理費用回収のための手数料を拡充する旨の勧告を、加盟各国から受けました。

また自治体におきましても、政策・事業のコストに関する情報の透明化や、費用や便益に対する評価が求められており、廃棄物政策・清掃事業における費用及び便益の詳細な分析と住民への説明がますます必要であるとの認識にいたっております。

このような流れを受け、一般廃棄物処理の責任主体である本区といたしましては、廃棄物行政の効率化の促進や透明性の向上のために、ごみ処理経費負担について、課題検討を行わなければなりません。

こうしたことから「繁華街における収集モデル事業の検証とごみ処理手数料について」ご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

## 豊島区リサイクル・清掃審議会 出席者名簿

(平成15年9月11日～平成17年9月10日)

会長	村田 徳治	(株)循環資源研究所所長
会長代理	渋谷 謙三	環境自治システム研究所所長
	城座 一雄	東京商工会議所豊島支部事務局長
	瀬戸 康肇	太誠産業(株)
	田中 久美子	千早小学校校長
	高埜 秀典	豊島区商店街連合会 副会長
	山田 祐康	同栄資源回収事業協同組合
	原田 和明	(株)東武百貨店 池袋店 店舗運営支援室 顧客サービス部 部長
	遠竹 よしこ	豊島区議会議員
	永野 裕子	豊島区議会議員
	中島 義春	豊島区議会議員
	日野 克彰	豊島区議会議員
	福壽 務	豊島区町会連合会会長
	尾上 多喜雄	豊島清掃協力会会長
	大山 ルリ	豊島清掃協力会婦人部部長
	鈴木 文子	豊島区消費者団体連絡会会長
	藤井 壽	豊島区印刷関連産業団体協議会会長
	本間 美栄子	リサイクル・清掃推進員
	村上 政美	公募委員
	矢口 節子	公募委員
	清水 満洲雄	公募委員
	河原 勝広	清掃環境部長
	森 浩志	豊島清掃工場長



## 豊島区リサイクル・清掃審議会審議経過

平成15年度第1回審議会（平成15年9月11日）

会議次第	<p>1 開 会</p> <p>(1) 委員の委嘱</p> <p>(2) 委員の紹介</p> <p>(3) 会長の選出</p> <p>(4) 会長代理の指名</p> <p>(5) 区長諮問</p> <p>(6) 区長挨拶</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 会議公開の可否について</p> <p>(2) 豊島区の清掃事業とリサイクル事業の現状について</p> <p>(3) 前期の審議会の経過について</p> <p>(4) 今後の課題と審議方法について</p>
会議内容	<p>1 議事(3)について、事務局より報告を行い、その内容に関連して、委員より質疑応答があった。</p> <p>2 議事(4)について、審議の進め方は「繁華街収集モデル事業の検証」を行い、その後、「ごみ処理手数料について」を行うこととなった。</p>

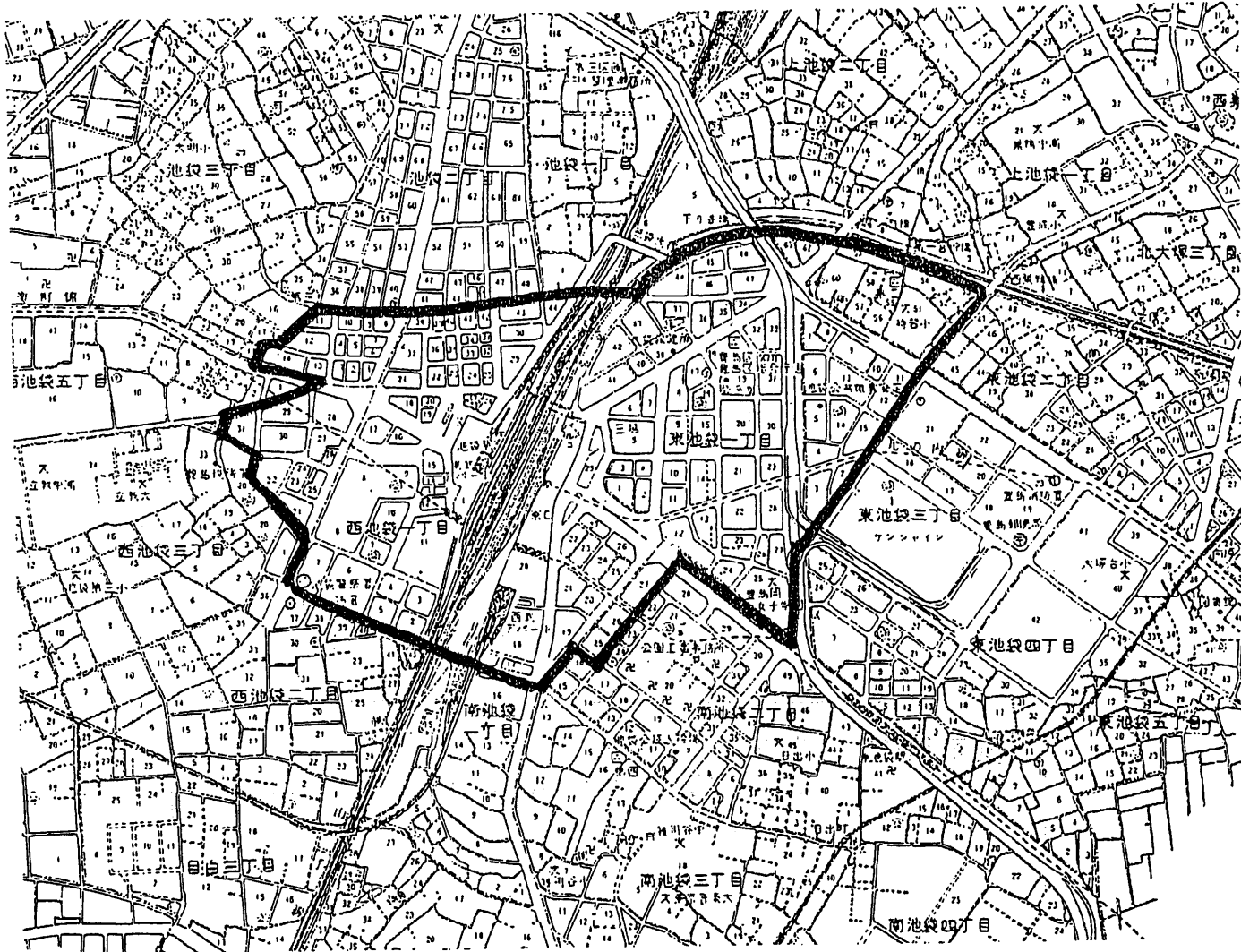
平成15年度第2回審議会（平成15年12月15日）

会議次第	<p>1 議 事</p> <p>(1) 前回の質問事項について</p> <p>① 3 清掃工場建設中止と特別区における一般廃棄物の中間処理について</p> <p>② 外国人・単身者に対する啓発の効果測定について、等</p> <p>(2) 豊島区繁華街早朝収集モデル事業の検証について</p> <p>① 答申までの経緯説明</p> <p>② 実施報告</p> <p>③ 検証報告</p> <p>④ 関係者からのご意見聴取</p> <p>⑤ 審議</p> <p>⑥ 諮問に対する意見のとりまとめと報告の方法について</p> <p>2 その他</p>
会議内容	<p>1 議事(1)について事務局より報告を行い、その内容に関連して、委員より質疑応答があった。</p> <p>2 議事(2)について事務局よりこれまでの経緯、実施状況、多角的な視点からの検証報告を行い、その後、本事業の収集・運搬業者が出席し、意見を聴取後、委員より質疑応答があった。また参加事業者から事業についての意見文書があったので事務局より報告した。これをもとに次回事務局で検証報告の素案を作成し、委員に事前配布することとなった。</p>

平成15年度第3回審議会（平成16年1月27日）

会議次第	<p>1 議 事</p> <p>(1) 諮問事項①「繁華街における収集モデル事業の検証について」</p> <p>(2) 諮問事項②「ごみ処理手数料について」概要説明</p> <p>2 その他</p>
会議内容	<p>1 議事(1)について委員より事前に送付した答申素案に関する意見を聴取したところ、大幅に内容を検討するものではなかったため、加筆訂正した答申書を改めて事前に送付して、次回答申を行うことで了承された。</p> <p>2 議事(2)について事務局より資源・ごみ処理経費負担に関する報告を行い、委員から質疑応答があった。また、家庭ごみの有料化については、既に三多摩の一部で実施されていることから、一度、該当の市の担当者に有料化の背景や実施状況等の話を聞くこととした。</p> <p>3 その他では、ごみの排出時間帯の実施について、事務局より報告があった。</p>

# 繁華街収集地区



繁華街における収集モデル事業の検証について

答申

平成16年3月発行

編集・発行 豊島区リサイクル・清掃審議会

(事務局：豊島区清掃環境部計画管理課)

電話：03-3981-1320

FAX：03-3981-6207